

EU一般データ保護規則（GDPR）に基づく 個人データの取扱い及び域外移転に関する同意書

公益財団法人日本盲導犬協会（以下「法人」といいます。）は、この同意書第1項に掲げる利用目的のため、個人データのご提供をお願いしています。

欧州経済領域（European Economic Area）の構成国及び英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（以下「EEA 等」といいます。）に所在する方から提供いただく個人データについては、日本国の関係法令、法人の法人規則等のほか、EU一般データ保護規則第 2016/679 号（General Data Protection Regulation）（以下「GDPR」といいます。）を遵守し、セキュリティの重要性を認識した上で適切に取り扱います。

また、ご提供いただいた個人データについては、EEA 等域外に所在する法人へ移転します。

この取扱い及び域外移転に同意いただける場合は、ご署名の上ご提出ください。

ただし、この同意書第6項に定めるとおり、GDPR 第6条第1項（b）における取扱いの適法性及び GDPR 第49条第1項（b）における域外移転の適法性に基づき個人データの取扱い及び域外移転を行う場合については、この同意書における同意の有無にかかわらず、該当規定に基づき適法とされます。

1 個人データの利用目的

法人は、次に掲げる事項を目的として、ご提供いただいた個人データ（家族の情報を含む。）を利用します。

- (1) 寄付者の情報管理
- (2) 視覚障害者の情報管理
- (3) 海外盲導犬使用者期間限定証明書発行等の手続き
- (4) ボランティアの情報管理
- (5) 採用選考（提供いただいた個人情報の内容確認その他採用選考における個人情報の主体と本学とのやり取りの一切を含みます。）
- (6) 雇用手続き
- (7) 人事管理（人事管理情報を基盤とする各種システム上の運用を含みます。）
- (8) 労務管理
- (9) 健康管理
- (10) 税務等の手続き
- (11) その他採用活動及びその後の雇用契約、人事管理および組織と事業運営に関連するその他の各種手続き（法人内における個人情報の共有を含みます。）

2 個人データの管理

法人は、取得した個人データを適切に管理し、法人の法人規則等により定められた期間保存するとともに、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため必要な措置を講じます。

3 個人データの第三者への提供

取得した個人データは、データ主体の同意を得ている場合や法令に基づく場合を除き、原則として法人以外の第三者に提供することはありません。ただし、第1項の業務の遂行のため、法人内において個人データを共有し、又は次に掲げる第三者に提供し、若しくは当該第三者と共有する場合があります。

- (1) 行政機関、裁判所等の公的機関
- (2) 手続き上必要な民間企業

4 個人情報の取扱い業務の委託

取得した個人データは、第1項の業務の遂行のため、手続き上必要な民間企業により取り扱われることがあります。この場合、法人は委託先の処理者に対し、個人データの安全管理が適切に行われるよう必要な監督を行います。

5 データ主体の権利

データ主体は、次に掲げる権利を有します。これらの権利行使等を希望される場合は、この同意書末尾の問合せ先まで事前にご連絡ください。

- (1) 自己の個人データ及び個人データの取扱いに関する情報へアクセスする権利
- (2) 個人データの訂正文は消去を求める権利
- (3) データ主体と関係する取扱いの制限を管理者から得ることを要求する権利
- (4) データポータビリティの権利
- (5) 個人データの取扱いに対して異議を述べる権利
- (6) データ主体に関する法的効果を生じさせる、又はデータ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含む専ら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利
- (7) いつでも同意を撤回する権利（ただし、その撤回前の同意に基づく取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。）
- (8) EEA 等の各国に設置されている GDPR の適用を監視するための監督機関に異議を申し立てる権利

6 個人データの取扱い及び域外移転に関する適法性の根拠についての補足

- (1) データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合又は当該契約の締結前にデータ主体の要求に際して手段を講ずるために取扱いが必要となる場合（GDPR 第6条第1項（b））における取扱いの適法性については、この同意書における同意の有無にかかわらず、当該規定に基づき適法とされます。
- (2) データ主体と管理者（日本盲導犬協会）との間の契約の履行のために移転が必要となる場合又は当該契約の締結前にデータ主体の要求により措置を実施するために移転が必要となる場合（GDPR 第49条第1項（b））における域外移転の適法性については、この同意書における同意の有無に関わらず、当該規定に基づき適法とされます。

7 問合せ先

公益財団法人日本盲導犬協会（Japan Guide Dog Association）
総務部／国際部
E-mail: info@moudouken.net

この同意書に記載の事項について、同意します。

日付： 年 月 日

署名： _____